

# 蒲生北部復興 区画整理だより

VOL19

発行:仙台市 復興事業局 復興まちづくり部 蒲生北部整備課  
[http://www.city.sendai.jp/fukko/1205241\\_2757.html](http://www.city.sendai.jp/fukko/1205241_2757.html)

平成27年  
5月18日

## ご挨拶

日頃より本市の復興への取り組みにご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。  
新年度がスタートするとともに、春の日差しが心地よく若葉の成長が著しい季節となりました。本年度は、夏ごろの仮換地指定を経ていよいよ本格的な工事に着手いたします。引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。  
今回の「区画整理だより」では、職員の異動、個別説明会の開催状況、今後のスケジュール、届出等が必要な事項、防集跡地買取り期限等についてお知らせいたします。

## お知らせ

### ◆蒲生北部整備課の職員異動について

復興まちづくり部蒲生北部整備課においては、4月の定期異動により、課長並びに課員3名が入れ替わりました。引き続き課長以下総勢15名の新しい体制にて、早期の復興に向け業務に取り組んでまいります。

#### 〈新任課長挨拶〉



この度の人事異動により、建設局道路部北道路建設課から転任してまいりました石戸(いしと)と申します。30年ほど前になりますが、私は新人として南蒲生浄化センターに配属され、あの狭い旧高砂橋を渡って通勤していました。町場にもよく寄り道したものです。それだけに、この地には強い思い入れがあります。皆様方に一刻も早く「事業が行われて良かったな」と思っただけけるよう、職員一同頑張ってまいりますので、一層のご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

### ◆仮換地(案)についての個別説明会の開催結果について

3月25日(水)から4月16日(木)までの期間、仮換地(案)についての個別説明会を開催いたしました。お忙しい中、権利者の約7割の方にご参加いただき、貴重なご意見、ご要望等をいただきました。ご参加ありがとうございました。

皆様のご仮換地(案)についての大事なご説明となりますので、説明を受けられていない方は、蒲生北部整備課(電話:022-214-8031)までご都合のよろしい日時をお知らせいただきたくご連絡をお願いいたします。

### ◆これからの区画整理事業のスケジュールについて

個別説明会にて皆様からいただいたご意見、ご要望等を踏まえ、仮換地(案)の調整を行っております。調整後、必要な方へは再説明を行い、土地区画整理審議会にお諮りした上で、夏ごろから順次仮換地の指定を行ないます。その後、建物や工作物の移転、本格的な工事に着手いたします。具体的な内容については、事業の進捗にあわせて、あらためてご案内いたします。



### ◆届出等が必要な事項について

土地の所有権を移転された場合や登記をしていない借地権をお持ちの場合等は、本市への届出等が必要です。所定様式にて手続きをお願いいたします。詳しくは、蒲生北部整備課（電話：022-214-8031）までお問合せ願います。

| 届出等が必要な事項  | 所定様式※        |
|--|--------------|
| 土地の売買、分筆又は合筆により所有権が移転した場合                                  | 所有権移転届出書     |
| 権利者の住所、氏名に変更があった場合   | 住所氏名変更届出書    |
| 土地が共有、共同借地の場合<br>又は土地の同一部分に複数の借地権者がいる場合                    | 代表者選任通知      |
| 借地権(建物所有を目的とする地上権及び賃借権)を登記していない場合                          | 借地権申告書       |
| 借地権以外の権利を登記していない場合<br>(地上権・賃借権・永小作権・耕作権・使用賃借権等の使用収益権並びに質権) | 借地権以外の権利の申告書 |
| すでに申告されている権利に移転、変更又は消失があった場合                               | 権利変動届出書      |

※ 所定様式については、当市ホームページにてご確認いただけます。また、ご請求いただければ郵送でお届けいたします。

### ◆移転促進区域内における跡地買取り(防災集団移転促進事業)の終了について

本年度末(平成28年3月末)をもちまして移転促進区域内の跡地買取りが終了いたします。下記「買取りできる土地」のうち、本市による買取りを希望する土地をお持ちの方は、下記「買取り依頼書の提出期日」までに買取り依頼書をご提出願います。詳しくは、住宅再建支援課（電話：022-214-8460）までお問合せ願います。

#### 《買取りできる土地》

- ・面積確定通知書に記載の土地のうち、以下の①、②に当てはまるもの
- ① 登記地目にかかわらず、被災前の土地利用の実態が宅地または農地であるもの
- ② いわゆる行き止まり通路で、被災前に固定資産税が課税(減免されたものを含む)されていた土地であるもの

#### 《買取り依頼書の提出期日》

- ・住宅用家屋がある宅地の買取りをご希望の方：平成27年8月31日まで
- ・更地の宅地または農地の買取りをご希望の方：平成27年10月30日まで

### ◆河川堤防整備の進捗について

河川堤防整備については、宮城県が災害復旧事業として、平成30年3月までの完成を目標として進めております。高砂橋から貞山運河までの約1.5kmの区画(右図赤線区間)については、現在、工事発注の手続きを進めているところです。また、蒲生干潟側(右図青線区間)については、平成27年1月の説明会(県実施)にて皆様にご提示した案で国との協議を進めているところです。



(お問合せ先：宮城県仙台土木事務所 河川部河川砂防第二班 (電話：022-297-4172))

### ◆区画整理だよりについて

この区画整理だよりは、事業地内に土地所有権や借地権を有している権利者の方と相続権利者の方及び郵送をご希望される方に発送しております。

相続権利者につきましては、継続して調査を行っており、発送日時点において当課で把握している方へ発送しております。

仙台市復興事業局 復興まちづくり部 蒲生北部整備課

住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 本庁舎4階

TEL:022-214-8031 FAX:022-214-8350 Email:fko002250@city.sendai.jp

